

令和2年第4回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和2年3月23日（月）  
15時00分～16時30分  
場所：市役所3階会議室

## ○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～3
日程第4	議案第1号 北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	3～4
	議案第2号 北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について・・・・・・・・	3～4
	議案第3号 北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程等の一部を改正する訓令について・・・・・・・・	4～5
	議案第4号 令和2年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について・・・・・・・・	5～6
	議案第5号 指導主事の任命について・・・・・・・・	6
	議案第6号 令和2年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について・・・・・・・・	7
	議案第7号 教職員の任用に関する内申について・・・・・・・・	7～8
	議案第8号 北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針について・・・・・・・・	8～9
	議案第9号 北広島市教育基本計画・推進計画（令和2年度）の策定について・・・・・・・・	9～11
	議案第10号 北広島市立学校における働き方改革推進計画の改定について・・・・・・・・	11～17
	議案第11号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について	11～17
	議案第12号 北広島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	18
	議案第13号 北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	18～19
	議案第14号 北広島市就学援助規則の一部を改正する規則について・・	19～20
	議案第15号 北広島市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	20～21
	議案第16号 北広島市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則について・・・・・・・・	21～22

議案第17号	北広島市生涯学習推進アドバイザーに関する規程の一部を改正する訓令について	21~22
議案第18号	北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則について	22
議案第19号	小中一貫教育全国サミット in 北広島実行委員会交付金交付要綱の制定について	23~24
議案第20号	北広島市体育協会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱について	24
日程第5	その他	25
閉会宣言		25

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員 (教育長職務代理者)	大山秀之		教育部理事	津谷昌樹
	教育委員	成田郁久美		教育総務課長	下野直章
	教育委員	石上浩子		学校教育課長	河合一
	教育委員	高山隆二		小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎
傍聴人	なし		社会教育課長	吉田智樹	
			文化課長	丸毛直樹	
			エコミュージアムセンター長	平澤肇	
			学校給食センター長	須貝初穂	
			参事(給食調理場整備担当)	岡謙一	
		学校教育課主査	木村洋一郎		
		学校教育課主任	菅勇介		
		記録員	教育総務課主査	本宮昌宣	

開会 15時00分

( 議 事 の 経 過 )

---

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、令和2年第4回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○吉田教育長 それでは、日程第1にはいります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、成田委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第4号から第7号までが、教育委員会会議規則第16条第1号及び第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

---

◎日程第2 会議録の署名

○吉田教育長 日程第2、会議録の署名についてであります。令和元年第12回会議の会議録、令和2年第1回会議の会議録及び第2回会議の会議録について、それぞれの署名委員であります、成田委員、石上委員、高山委員に本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

---

◎日程第3 教育長報告

○吉田教育長 日程第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として1点、行政報告として1点報告させていただきます。

○吉田教育長 令和元年度の小中一貫教育についてであります。全市一斉導入から2年目となり、中学校区の実情に応じ、意欲的に様々な取組を行い、義務教育9年間をつなぐ教育活動を推進してまいりました。

一例として、施設分離型という状況においても効果的・効率的な小中一貫教育の取組ができるよう、小学生向けの模擬定期テストを小中協働して作成・実施し、テストに向けた計画的な家庭学習の指導をすることや、乗り入れ授業や小学生の中学校登校の日数増加、市バスを利用した小中学校の特別支援学級の交流活動などの実践が行われたところであります。

また、令和3年度の小中一貫教育全国サミットの本市開催に向け、授業公開予定校によるワーキンググループを開催し、授業公開の内容について交流協議するなど、準備を進めているところであります。

来年度におきましても、小中一貫教育を前進、進化させ、子どもたちの生きる力を育ててまいりたいと考えているところであります。

私からの報告は以上であります。

○千葉教育部長 続きまして、行政報告として1点報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る教育部の諸対応についてであります。市立学校につきましては、令和2年2月27日（木）から3月25日（水）まで臨時休業としているところでありますが、3月9日（月）付け北海道教育委員会通知を踏まえ、3月12日（木）から3月25日（水）までの間、各学校において分散登校を実施することとしたところであります。

分散登校については、課外指導として、週1回1時間程度で、各学校の実情に応じて、学年別や学級別に実施し、児童生徒の健康状態の確認や長期休業期間中の学習・生活支援等を行っているところであります。また、分散登校に参加できない児童生徒や保護者等に対しては、電話連絡等により個別相談を実施し、心身のケアを行っているところであります。

卒業式につきましては、3月5日付け北海道教育委員会通知を踏まえ、感染症の拡大予防の観点から、卒業生と教職員のみ参加とし、簡素化して、小学校は3月19日（木）に、中学校は3月13日（金）にそれぞれ実施したところであります。

また、学童クラブ所管課からの要請を受け、教育委員会職員や教職員等が学童クラブ運営の補助や学校等教育部所管施設を開放するなど支援を実施しているところであります。

社会教育施設を含む市有施設につきましては、3月17日開催の市新型コロナウイルス感染症対策検討会議の決定を受け、閉館期間を3月19日（木）から3月25日（水）まで延長したところでありますが、本日3月23日開催の市新型コロナウイルス感染症対策検討会議の決定を受け、閉館期間を3月31日（火）まで再延長することとしたところであります。

また、北広島国際交流協議会派遣受入事業につきましては、当初令和2年4月19日（日）から令和2年4月24日（金）の実施を予定しておりましたが、サスカツーン市担当者と協議のうえ、北広島市での受入を中止することとし、今後の対応につきましては、引き続きサスカツーン市の担当者及び北広島国際交流協議会役員と協議を行いながら進めていくこととしております。

4月以降につきましても、すでに4月実施の修学旅行の延期等や全国学力・学習状況調査の実施が中止となるなど影響が現れているところでありますが、今後、国や北海道が示す方針等を踏まえ、児童生徒や市民等の健康・安全を最優先に、学校再開や市有施設再開等について検討してまいります。

私からの報告は以上であります。

○吉田教育長 以上、教育長報告として1点、行政報告として1点、報告させていただきました。皆さんからご質問等ございますか。

○大山委員 新型コロナウイルスに関係する、臨時休業の件なのですが、札幌市在住の知って

いるお子さんの話なのですが、ちょっと様子がおかしいなと思い病院に連れて行くと、鬱になりかけていると言われたそうです。北広島市ではそういった報告は上がっていますか。

○千葉教育部長 現在のところ、そのような事案は発生しておりません。

○大山委員 病院には、同じ症状で同級生も来ていたらしく、そのお母さんは他にもそういう子はまだまだいるのではないだろうかと言っていました。

○吉田教育長 心のケアへの対応も必要だということですね。

全国の学力・学習状況調査中止と書いてあるのですけれども、16日に実施予定のものが中止で、延期するのかどうかというのは、まだ保留されているということになります。

あとほかに何かご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

---

◎日程第4 議案第1号 北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
議案第2号 北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

○吉田教育長 続きまして、日程第4、議事に入ります。議案第1号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、及び、議案第2号、北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令につきましては、関連議案となりますので、事務局から一括して説明の上、個別に審議してまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第1号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、及び、議案第2号、北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局組織の見直しに伴う所要の改正を行うため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

このたびの改正は、(仮称)北広島市防災食育センターの整備を一層推進するため、給食調理場整備担当の参事職の名称を、給食調理場整備担当から防災食育施設整備担当とするものであり、議案書5ページ、事務局組織規則別表第1、及び、議案書7ページ、第6条第7号の一部を改正するものであり、いずれも令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、及び、議案第2号、北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。はじめに、議案第1号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 次に、議案第2号、北広島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第3号 北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程等  
の一部を改正する訓令について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程等の一部を改正する訓令につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第3号、北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程等の一部を改正する訓令についてであります。が、(1)北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程、(2)北広島市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程、(3)北広島市教育委員会職員の被服貸与に関する規程の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設され、現在の臨時職員及び非常勤職員の制度が改められることに伴う所要の改正であります。

議案書9ページをご覧ください。第1条の北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程の改正につきましては、人事評価の対象職員に会計年度任用職員を加える改正、第2条の北広島市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の改正及び第3条の北広島市教育委員会職員の被服貸与に関する規程の改正につきましては、一般職の非常勤職員及び臨時職員の表記を会計年度任用職員に改める改正を行うものであり、いずれも令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号、北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程等の一部を改正する訓令につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 何かご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第3号、北広島市教育委員会事務局職員の人事評価実施規程等の一部を改正する訓令につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第4号 令和2年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の  
人事異動について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第5号 指導主事の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第6号 令和2年4月1日付け教職員の人事異動に関する  
内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第7号 教職員の任用に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第8号 北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する  
基本方針について

○吉田教育長 続きまして、議案第8号、北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針  
につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第8号、北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する

基本方針についてであります。別冊資料2-1のとおり策定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」の案につきましては、昨年12月19日開催の第12回教育委員会会議において議決を頂いたところであります。

その後、「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」の案につきまして、パブリックコメントを、令和2年1月15日から2月17日まで実施したところ、1件の意見がありました。

内容については、基本方針案に対する肯定的な意見であり、ほかには意見がなかったものであります。

このことから、当該方針につきまして、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第8号、北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第8号、北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第8号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

#### ○議案第9号 北広島市教育基本計画・推進計画（令和2年度）の策定について

○吉田教育長 続きまして、議案第9号、北広島市教育基本計画・推進計画（令和2年度）の策定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第9号、北広島市教育基本計画・推進計画（令和2年度）の策定についてであります。別冊資料3-2のとおり、令和2年度の推進計画を策定するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

この推進計画は、教育基本計画に掲げた24の施策の着実な推進と、各事業の進行状況を管理することを目的に策定するものであり、令和元年8月5日に北広島市教育施策審議会へ諮問を行い、例年であれば本年3月中旬に審議会を開催するところでありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、教育施策審議会を書面による意見聴取とし、推進計画（原案）についての答申をいただき、別冊資料3-2のとおり、推進計画（案）としてまとめたものであります。

この計画（案）につきましては、継続事業をベースとして、いままでの点検評価結果や学校要望をはじめとする教育関係機関からの意見などを加味した、新規事業、拡大事業を追加し、また、統

合事業等について修正した内容となっています。

別冊資料3-2、「北広島市教育基本計画 推進計画（令和2年度）」と書かれている冊子をご覧ください。表紙をめくっていただき、1ページの「Ⅰ．教育推進計画について」から、5ページの「Ⅱ．政策及び施策の推進について」は、昨年度までの計画と同じ内容のため説明は省略し、6ページからの「Ⅲ．8つの政策と24の施策を進める個別事業について」と「Ⅳ．施策の成果・目標指標」を中心にご説明いたします。

それでは、次の7ページの政策1、施策1以降の個別事業についてご説明いたします。なお、この計画（案）につきましては、教育基本計画の計画期間が令和2年度までであることから、令和2年度のみ推進計画となっているところであり、また、新規、拡大、統合事業を中心にご説明をし、その後、継続事業も含めご質問やご意見をいただければと思います。

何枚かめくっていただきまして、9ページ上段「学校教育振興事業」についてであります。前回の教育委員会会議でご説明いたしましたとおり、学校の事務負担及び教育委員会事務局職員の事務負担の軽減を図るため、23ページ上段にあります「学校支援地域本部事業」のうち、学校支援ボランティア運営交付金を統合するものであります。

次に、21ページ「英語検定等支援事業」【新規】についてであります。前回の教育委員会会議でご説明いたしましたとおり、英語検定等を受検する児童生徒の保護者に対する受検料の助成により、児童生徒の英語検定等の受検機会を拡大し、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル化に対応した人材の育成を図るものであります。

次に、27ページ下段「小中一貫教育推進事業」【拡大】についてであります。小中一貫教育全国サミットの開催に向け、実行委員会を立ち上げるとともに、研究を進めるための交付金を交付するものであります。この交付金につきましては、後ほどの議案でご説明いたします。

次に、28ページ中段「学校施設非構造部材耐震化事業」【継続】についてであります。令和2年度は西の里小学校の耐震化工事のため実施設計委託を行うものであります。なお、1月の教育委員会会議でご説明いたしましたとおり、当初令和2年度事業としていました、東部小学校外4校（東部小学校、大曲小学校、双葉小学校、緑ヶ丘小学校及び広葉中学校）の非構造部材耐震化工事につきましては、国の令和元年度補正予算を活用し、令和元年度の予算を令和2年度に繰り越して実施することとしています。

次に、28ページ下段及び29ページ上段「西の里中学校校舎防音機能復旧事業」及び「西の里小学校校舎防音機能復旧事業」【継続】につきましては、令和3年度の実施設計、令和4年度の工事実施に向け、検討を進めることとしています。

次に、29ページ下段「大曲東小学校校舎大規模改造事業」【継続】についてであります。令和3年度から4年度の工事実施のため、実施設計委託を行うものであります。

次に、30ページ上段「大曲中学校校舎大規模改造事業」【継続】についてであります。1月の教育委員会会議でご説明いたしましたとおり、今年度から実施している工事の2期目を実施するものであり、国の令和元年度補正予算を活用し、令和元年度の予算を令和2年度に繰り越して実施するものであります。

次に、30ページ下段「学校施設長寿命化計画策定事業」【終了】についてであります。本年度計画を策定したことにより終了するものであります。

次に、31ページ上段「緑陽中学校校舎・講堂防音機能復旧事業」【新規】についてであります。老朽化が著しい校舎及び講堂の暖房機の更新のため、実施設計委託を行うものであります。

次に、40ページ中段「中央公民館活動推進事業」【統合】についてであります。41ページ上段にありますとおり、フレンドリーセンター施設の廃止解体に伴い、既存のフレンドリーセンター事業の活動部分を統合するものであります。

次に、46ページ下段「野幌原始林保存活用計画策定事業」【新規】についてであります。昨年10月に特別天然記念物野幌原始林が追加指定されたことから、保存活用計画の策定に向けた、現況調査に着手するものであります。

次に、58ページ中段「スポーツ振興計画策定事業」についてであります。スポーツ推進審議会からいただいた答申を踏まえ、令和2年度に計画を策定するものであります。

以上、個別事業のうち、新規、拡大、統合事業を中心に説明をいたしました。

続きまして、69ページからの「Ⅳ. 施策の成果・目標指標」についてであります。8つの政策を構成する24の施策ごとに具体的な目標となる数値等を定め、その目指すべき目標を示すことで、施策の成果を把握することとしております。

今回の計画におきましては、指標として、24の施策に64の項目を設定しており、取り組んでいくこととしております。

以上、簡単ではありますが、計画（案）の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第9号、北広島市教育基本計画・推進計画（令和2年度）の策定につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第9号、北広島市教育基本計画・推進計画（令和2年度）の策定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第9号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第10号 北広島市立学校における働き方改革推進計画の改定について

○議案第11号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第10号、北広島市立学校における働き方改革推進計画の改定、及び、議案第11号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきましては、関連議案となりますので、事務局から一括して説明の上、個別に審議してまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第10号、北広島市立学校における働き方改革推進計画の改定、及び、議案第11号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。まず始めに、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則の改正内容のうち、新たに規則に盛り込むことになりました教育職員の勤務時間の上限等について、さらに、北広島市立学校における働き方改革推進計画の改定について、議案提案に至った背景や目的等について、ご説明いたします。

平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、民間企業等については、いわゆる36協定による時間外労働の上限規制が新たに規定され、このような労働法制の転換を踏まえ、国家公務員については、人事院規則において超過勤務命令の上限時間が新たに規定され、地方公務員についても、人事院規則を踏まえ、各地方公共団体において、超過勤務命令の上限時間を条例や規則等で定めることとなりました。

ただし、地方公務員である公立学校の教師には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」と言います。）が適用されるため、所定の勤務時間外に超過勤務命令に基づいて業務を行うのは、①生徒の実習に関する業務、②学校の行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合などやむを得ない場合に必要業務、いわゆる「超勤4項目」と言われる業務に限定され、それ以外の業務は各地方公共団体の条例や規則等の対象とはなりません。

給特法の仕組みにより、所定の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外の業務は教師が自らの判断で自発的に業務を行っているものと整理されますが、この時間については勤務時間管理の対象にはならないという誤解が生じており、また、勤務時間を管理するという意識が希薄している結果、長時間勤務につながっているとの指摘もあります。

しかしながら、「超勤4項目」以外であっても、校務として行うものについては、超過勤務命令に基づくものではないものの、学校教育活動に関する業務を行っていることに変わりありません。

学校教育活動に関する業務とは、児童生徒等の授業をはじめとした教育活動のほか、児童生徒指導、教材教具管理、文書作成処理などの事務、外部関係者との連絡調整、学校教育の一環として行われる部活動等が含まれますが、文部科学省が実施した教員勤務実態調査の結果、教師の長時間勤務の実態が深刻であることが判明しましたが、所定の勤務時間外に行っている業務のほとんどが「超勤4項目」以外の業務であることも明らかとなりました。

こうしたことから、文部科学省は、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、学校における働き方改革を進める観点で、「超勤4項目」以外の業務も含めて勤務時間管理を行うことを全国の教育委員会に通知しました。

そして、昨年12月、給特法の一部を改正する法律が公布され、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、ガイドラインを法的根拠のある指針に格上げするための改正が行われたところであります。それでは、指針の概要をご説明いたしますので、別冊4-3をご覧ください。

本指針につきましては、各地方公共団体の条例や規則等の対象とはならない「超勤4項目」以外

の業務の時間についても「在校等時間」として勤務時間管理の対象にすることを明確にした上で、その上限時間を示し、また、その実効性を高める観点から、給特法第7条にその根拠を置き、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について、文部科学省告示の形式として定めることとしたものであります。

本指針の対象となるのは、給特法第2条に規定する教育職員及びその服務を監督する教育委員会であり、事務職員等については、36協定における時間外労働の規制が適用されることに留意するものであります。

次に、業務を行う時間の上限につきましては、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として勤務時間管理の対象とされたところであり、その上限時間につきましては、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を1か月45時間以内、1年360時間以内、さらに、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行う場合は、1か月100時間未満、1年720時間以内、連続する複数月の平均で80時間以内、かつ、45時間超の月は年間6カ月までとされたところです。それでは裏面をご覧ください。

教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置につきましては、(1)として、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」と言います。）を教育委員会規則等において定めること、(2)として、教育職員が在籍している時間は、ICTの活用等により客観的に計測し、校外で職務に従事している時間もできる限り客観的に計測すること、(3)として、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること、(4)として、教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を越えた教育職員に医師による面接指導を実施すること等、(5)として、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること、等が示されたところであります。

その他、留意事項として数点示されているところでありますが、北広島市教育委員会といたしましては、本指針において、上限方針を教育委員会規則等において定めることとされたことを受け、このたびの規則改正により、教育職員の勤務時間の上限等を規定するための所要の見直しを行うとともに、本指針が示す「教育職員の業務量の適切な管理」とは、教育委員会が、業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備など、教育職員の「在校等時間」を縮減するために実施する取組の全てを指すものであることから、平成30年12月に策定した「北広島市立学校における働き方改革推進計画」を「上限方針」として定めるための所要の見直しを行い、改正給特法の施行日である本年4月1日から施行するものであります。

それでは、各議案の詳細について、ご説明します。

順番は前後しますが、まず始めに、議案第11号から提案させていただきます。

議案第11号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育

委員会の議決を求めるものであります。

このたびの規則改正は、先ほどご説明いたしました教育職員の勤務時間の上限等を規定するとともに、令和2年4月からの小学校新学習指導要領の実施に伴い、指導要録の様式を修正するための所要の見直しを行うものであります。規則の主な改正内容につきましては、20ページをご覧ください。

まず、教育職員の勤務時間の上限等につきましては、第28条の2を新設して規定するものでありますが、同条第3項に規定する「教育委員会が別に定める」ものとして、次の議案第10号で提案いたします「北広島市立学校における働き方改革推進計画」を位置付けるものであります。

次に、指導要録の様式修正につきましては、23ページをご覧ください。

各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理するとともに、3・4年生の外国語活動の記録を修正し、さらに、5・6年生の外国語を追加するものであります。

また、26ページにつきましては、表の体裁を一部修正するものであります。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が、議案第11号の提案の内容であります。

次に、議案第10号、北広島市立学校における働き方改革推進計画の改定についてであります。別冊資料4-1のとおり改定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの本計画の改定につきましては、先ほどの議案第11号の提案にあたりご説明いたしました給特法第7条の指針において、上限方針を教育委員会規則等において定めることとされたことを受け、本計画を上限方針として定めるための所要の見直しを行うことを内容とするものであります。

なお、北海道教育委員会は、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を上限方針として定めるための所要の見直しを行い、改正給特法の施行日である本年4月1日から施行する予定であることから、本計画の改定案作成にあたりましては、北海道アクション・プランの改定案を参考としたところであります。

それでは、本計画の主な改定内容について、お手元にあります別冊資料4-2「北広島市立学校における働き方改革推進計画」の新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。大きな1番の「計画の目的」につきましては、本計画の目標を踏まえ、本計画を指針で定める上限方針として位置付けることを明確にするため、全文を修正するものであります。

次に、大きな2番の「計画の対象者の定義」につきましては、本計画が掲げる取組の対象を明確にするため、法令上の定義も参考に、本計画の対象となる者の用語を定義付けしたところであります。

次に、大きな3番の「目指す方向性」につきましては、内容の一部が重複していた現行計画の目的と目指す方向性を一本化して、目指す方向性に必要な事項を集約したところであります。

次に、大きな5番の「計画が目指す目標」につきましては、北海道アクション・プランを参考に、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とするものであります。

それでは、3ページをご覧ください。大きな8番の「具体的な取組」の「action2 部活動にかかわる負担の軽減」の「(3)複数顧問の効果的な活用」につきましては、本計画を指針で定める上限方針として位置付けていることから、時間外勤務の定義を明記したところであります。

それでは、5ページをご覧ください。「action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」の「(4)在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの整備・運用」につきましては、本市においては、本システムは平成31年4月から導入済みであるため、「システムの構築」から「整備・運用」へと表現を改めるとともに、計測・記録の結果については、公文書としてその管理及び保存を適切に行うことが指針で示されたことから、係る文言を追記するものであります。

次に、「(5)留守番電話による連絡対応等」につきましては、本市におきましては、令和2年4月より本格稼働することから、北海道アクション・プランの規定を参考に追記するものであります。

それでは、6ページをご覧ください。「(8)教員と事務職員との役割分担の見直し」につきましては、平成30年度及び令和元年度にそれぞれ実施した、学校事務の共同実施に係る先進都市派遣視察研修の成果を踏まえ、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成29年4月の法改正により制度化された「共同学校事務室」の試行に向けた研究に取り組むものであります。

次に、「(9)民間ノウハウの活用」につきましては、北海道アクション・プランの規定を参考に追記するものであります。

それでは、7ページをご覧ください。「action4 教育委員会による学校サポート体制の充実」の「(3)適正な勤務時間の設定」及び「(5)教育課程の編成・実施に関する指導・助言」並びに「(6)トラブル等に直面した際のサポート体制の構築」の後段の記述につきましては、それぞれ北海道アクション・プランの規定を参考に追記するものであります。

それでは、8ページをご覧ください。「(7)研修の精選・見直しと働き方に関する研修の充実」及び「(8)若手教職員への支援」につきましては、それぞれ北海道アクション・プランの規定を参考に追記するものであります。

それでは、9ページをご覧ください。大きな9番の「北広島市立学校の教育職員の在校等時間について」であります。教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、先ほどの議案第11号でご説明いたしました北広島市立学校管理規則第28条の2第3項の規定に基づき必要な事項を定めるため、北海道アクション・プランの規定を参考に追記するものであります。

ここでは、「(1)市教委の取組」として、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること、教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること等、さらに、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の

見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること、保護者や地域住民等へ本計画を広く周知すること等を追記したところであります。

それでは、10ページをご覧ください。最後に、北海道アクション・プランの規定を参考に、3点の留意事項を追記したところであります。

以上が本計画の主な改定内容であります。

なお、本計画に掲げる取組は、令和2年4月1日から実施するものであります。

以上が、議案第10号の提案の内容であります。

○吉田教育長 管理規則の改正と働き方改革の推進計画につきましてですけれども、前段に改正の経緯等の説明がありました。その後、それぞれの中身をご説明していただきましたが、ご質疑等あればお願いいたします。

○成田委員 計画案を見ますと、働く時間の制限として、上限が決められた点については、やはり先生方が働き過ぎている現状からいうといいとは思いますが、しかしながら、実際にこれで進めていったときに、業務の量が変わらないのに、時間だけ短くなるという扱いになれば、何かと問題になっていますが、結局持ち帰ったり、どこか無理が出てくるということも考えられます。こうした制度をつくったときに、実際の業務のスリム化や合理化という部分で、現場ではどういった意見や、工夫がされるのが気になります。

○吉田教育長 上限設定をつくって、現場でそれに対応してスリム化等、あるいは現場の意見はどうかということなんですけれども。

○河合学校教育課長 今、成田委員からご指摘がありました。この度、働き方改革の推進計画を改定するとともに、取組の実効性を担保するために規則の改正を行ったところであります。上限時間を越えたからといってペナルティーがあるわけではありませんが、本市としては、改定した計画に基づき個々の取り組みを推進したいと考えています。

上限時間を越えた場合については、その原因について事後的な検証を行うことになっております。

○吉田教育長 現状、幾つか工夫しているものがあれば、お知らせください。

○河合学校教育課長 部活動の休養日の設定や、長期休業期間中における学校閉庁日の設定などの取組を進めているところです。

○成田委員 計画や規則に基づきちゃんとやってほしいというのが一番ですけれども、教育長が言っていたように、その意識の改革というか、どうしても長く働くことがいいと考える風潮というのが、まだ残っているように思うのです。部活動でもそうですし、上の方がいるからやらなきゃいけないとか、何かそういう個々の意識改革もやって、校長先生を始めとして、上の方からの働きかけというものが大事だと思います。

○大山委員 これは教育委員会が管理しているということが書かれていますけれども、学校現場では誰が管理しているのでしょうか。また、これに取り組むことで実際に親御さんから見てあきらかに変わったと見えるようなものはあるのでしょうか。

○吉田教育長 河合課長、どうぞ。

○河合学校教育課長 学校長及び教育委員会は上限時間を越えないようにするため、教育職員の業務

量の適切な管理を行うことが求められるところであります。

取組を進めるにあたっては、中学校の部活動の取扱が課題の一つと捉えております。

部活動につきましては、北広島市の場合は管内でいち早く週2日間以上の休養日の設定に取り組んでいるということもあって、そういった施策の推進と定着を図ることも大切であると考えております。

○**大山委員** 焦点となっているのは中学校の部活における編成ですね。

○**吉田教育長** 単純計算になりますが、仮に、月、火、水、木に2時間ずつ行ったら、8時間です。4週で32時間ですね。土曜日を入れたら40時間位になります。

そのほか、採点や教材準備などを行ったら45時間以内に収まるのか、部活がどれくらい減らせるか、合理化して生み出した時間を別な業務のところにもわせるのか、といった対応の工夫がいつそう必要だということです。

このたび、上限時間を設定しましたがけれども、元々勤務時間内に業務を行うのが基本で、今まで60時間とか80時間とかやっている例があるので、一定程度上限を決めることで縮減していきたいと、そして意識改革の問題と内容的に減らせるものに具体的に組み込んでいくということになると思います。

大山委員がさっきお聞きになったように、親御さんが実感できるものとしては、例えば家庭訪問を見直し、個別面談に変更することで、4月の家庭訪問週間の午前授業を見直して授業をしたり、あるいはその時間を教材研究の時間に充てるなども一例として考えられます。

それから、運動会とか学芸会にも目的を達成できれば練習量を少し減らせないかとか、学校によってはそういう工夫がまだできる余地があったり、行政的には調査をなるべく合理的にして、先生方に作業をさせることを減らしたりということもやらなければならないと思っております。

働き方改革については、総合的に組み込まなければならないと思います。ただ、目に見えるのは今言ったような行事の見直しなど、いろいろ工夫されるものによって親御さんは感じるかしれません。

それから、電話の転送電話機能を入れることによって、夜とか朝につながらなくなるので、実感するのではないかなと思います。

○**高山委員** 質問というよりも感想に近いかもしれませんが、以前、働いていたときに感じていたことで、早くこういうことが文書化なり、何なり進めばいいなと思っていたことが具体的にこのように文言で書いてあるので、時代も変わったなと思っております。

実際にこのように書かれていることを、しっかり施行していくということは、これから大事なのではないかと思っております。何より保護者の方々もこのように教職員が勤務時間なりきちんとスリム化して、やらないといけないことに集中するのだということをしっかり理解していただくということが、非常に重要なことだと思っております。

その電話のシステムを実施することで、いろいろなことを改革しているということを発信して、保護者の方々もそういうことを理解して、同じように勤務時間等を変えていくということが重要だと思っております。

また、具体的にいろいろなことを、このようにノウハウの活用なり、民間の事業云々など書かれてありますので、このようなことを例にしていけばいいかなと思いますし、反対にこの1か月45時間のカウントをすることが業務となり、勤務時間が長くなったりすることのないように、本末転倒にならないように進めていただければと思います。感想です。

○吉田教育長 保護者、地域の理解を得ることも大事ではないかというご質疑だったと思います。

集計作業はICカードを使ってデジタル化しているので手作業は少ないと、それにしても作業はちょっとありますけれども、ご指摘もいただきました。ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。はじめに、議案第10号、北広島市立学校における働き方改革推進計画の改定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第10号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 次に、議案第11号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第11号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第12号 北広島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第12号、北広島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第12号、北広島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

改正内容につきましては、29ページをご覧ください。

このたびの規則改正は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公務員災害補償法第63条の時効に関する規定が改正されることに伴い、別記第2号様式公務災害補償通知書の注意事項の文言を改正するものであります。なお、この規則は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第12号、北広島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第12号、北広島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第12号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第13号 北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第13号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第13号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改正は、令和2年度からコミュニティ・スクールを大曲中学校区及び緑陽中学校区に拡大することに伴い、大曲中学校区における2小1中校区の特質から、副会長を2人以内とできることとするほか、学校運営協議会の会議成立要件としての出席の緩和を行うものであります。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第13号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

○大山委員 議案13号だけ規則の名称が北広島市立ではなく、「北広島市学校」なのですけども、この北広島市の学校全体を意味しているのでしょうか。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 もともと「北広島市立小学校及び中学校における学校運営協議会に関する規則」という題名だったのでですけども、本市では小学校、中学校一体で学校協議会を置くことを基本としたことから、小学校、中学校のところを削除するよう以前改正しております。

法律上では、公立学校のみを設置ということで限定をされておりますことから、あえてその部分をうたっていないということでもあります。

○大山委員 あえて「立」をつけていないということですね。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 はい。

○吉田教育長 高校につきましては道教委が所管していますので対象外となっています。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第13号、北広島市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第13号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第14号 北広島市就学援助規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第14号 北広島市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第14号、北広島市就学援助規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

このたびの規則改正は、文部科学省が定める要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が改正され、平成31年度分から新たに就学援助の対象費目に「卒業アルバム代等」が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。規則の改正内容につきましては、33ページをご覧ください。

第4条の「就学援助の種類」に「卒業アルバム代等」を追加し、卒業アルバム及び卒業記念写真の購入に要する費用として、国が示す基準単価をもとに上限額を定めて援助するものであり、令和元年度の上限額は、小学校は10,890円、中学校は8,710円が上限額となっているところであります。

なお、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第14号、北広島市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第14号、北広島市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第14号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第15号 北広島市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第15号、北広島市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第15号、北広島市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

規則の改正内容につきましては、35ページをご覧ください。

このたびの規則改正は、新型コロナウイルス感染症対策に係り、令和2年2月28日に内閣総理大臣が要請した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業に伴うものであります。

本市におきましては、奨学金の申請に必要な書類のうち、在籍する学校が証明する書類については、提出期限を猶予する必要があるものと判断し、当初の3月31日から4月10日まで申請期限を延長したところでありますが、この取扱により、4月中の奨学生選定が困難であること等から、奨学生の選定期を5月末日へと改正するものであります。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第15号、北広島市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

○大山委員 これは、今年に限った話になるのでしょうか。そして、支給時期がこれに伴って遅れてしまうのでしょうか。

○河合学校教育課長 このたびの改正につきましては、今年度の時限的な措置ではなくて、次年度以降も継続した取扱としたいと考えております。

これまで、奨学生選考委員会を4月に開催してはありますが、この時期は中学校の修学旅行があり、特に中学校から選出されている委員の出席が難しく、開催することに課題がありましたので、この取扱については次年度以降も継続してまいりたいと考えております。

また、支給時期につきましては、これまでも4月分から奨学金を支給対象としておりますので、変更ございません。

○吉田教育長 ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第15号、北広島市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第15号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第16号 北広島市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を  
廃止する規則について

○議案第17号 北広島市生涯学習推進アドバイザーに関する規程の一部を  
改正する訓令について

○吉田教育長 続きまして、議案第16号、北広島市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則について、及び、議案第17号、北広島市生涯学習推進アドバイザーに関する規程の一部を改正する訓令につきましては、関連議案となりますので、事務局から一括して説明の上、個別に審議してまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 議案第16号、北広島市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則について、及び、議案第17号、北広島市生涯学習推進アドバイザーに関する規程の一部を改正する訓令についてであります。規則の廃止及び規程の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

このたびの改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設され、現在の臨時職員及び非常勤職員の制度が改められることに伴い、生涯学習アドバイザーの身分や任免等の取扱いが令和2年4月1日施行予定の北広島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に新たに位置付けられたことから、北広島市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止するとともに、北広島市生涯学習推進アドバイザーに関する規程の一部を改正するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第16号、北広島市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則について、及び、議案第17号、北広島市生涯学習推進アドバイザーに関する規程の一部を改正する訓令につきまして、ご質疑等ございますか。

会計年度任用職員に移行するので、これに伴って文言整理をしたと、質問等はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。はじめに、議案第16号、北広島市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第16号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 次に、議案第17号 北広島市生涯学習推進アドバイザーに関する規程の一部を改正する訓令につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第17号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第18号 北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する  
規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第18号、北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 議案第18号、北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則についてありますが、別紙のとおり規則の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改正は、教育部内における補助金等交付事務に係る様式の統一を図るため、所要の改正を行うものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第18号、北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第18号、北広島市スポーツ大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第18号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第19号 小中一貫教育全国サミット in 北広島実行委員会交付金  
交付要綱の制定について

○吉田教育長 続きまして、議案第19号 小中一貫教育全国サミット in 北広島実行委員会交付金交付要綱の制定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第19号、小中一貫教育全国サミット in 北広島実行委員会交付金交付要綱の制定についてありますが、別紙のとおり要綱を制定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

要綱の説明の前に、小中一貫教育全国サミットにつきましてご説明申し上げます。

まず初めに、資料(議案第19号関係)、開催概要の現在時点での案をご覧ください。

小中一貫教育全国サミットは、小中一貫教育に係る全国の先進的な実践を交流するとともに、授業公開や研究協議を行うことにより、道内外においてこれから小中一貫教育に取り組む、あるいは現在取り組んでいる他自治体・学校等の参考となることをねらいとして、全国各地で開催されているところであり、令和3年度は北海道で初めて開催されるものであります。

本市で開催する日程ですが、令和3年11月の金曜・土曜の2日で、およそ1,300人から1,500人規模を予定しています。

1 日目・金曜日は、授業公開と研究協議会で、東部・広葉・西部の3中学校区7校において、小中一貫教育の取組を全国の方に公開し、授業参観をいただくこととし、その後、各中学校区の取組について研究協議していただくこととしているところです。

2 日目・土曜日は、全体会と分科会で、午前中、総合体育館メインアリーナにおいて全体会を行い、午後から市内各会場に分かれて分科会を行うこととしているところです。

なお、この内容につきましては、今後、実行委員会での検討や小中一貫教育全国連絡協議会事務局との協議・調整において変更となることがありますので、あらかじめご承知おき願います。

次に、裏面、実行委員会の組織図案をご覧ください。

実行委員会はこの図の一番上にある部分で、その下部組織として部を設けることとしています。部会では、この図に記載されているような事務を想定しているところであり、実際に開催当日にどの程度の人数や物品などが必要かを協議し、開催当日は図の下にあるように、教職員をはじめとした全庁的な応援体制により行うこととしているところです。

なお、各部をそれぞれ設けますが、開催当日の業務を円滑に行うためであり、全部の部に当課職員が出席し、実際の会議準備事務については基本的に当課が行うこととしているところであり、

それでは、議案書に戻りまして、要綱につきまして説明いたします。

このたびの要綱は、実行委員会が実施する活動及び事業に交付金を交付することにより、本市の小中学校における具体的な小中一貫教育の取組内容の質を高めることを目的として制定するものであり、交付の対象はこの実行委員会となるものであります。

令和2年度の交付金の交付内容につきましては、小中一貫教育全国サミットにおいて授業公開を行う学校の小中一貫教育に係る実践研究に要する費用を交付することを予定しており、使途につきましては、合同授業や小小連携などに伴う児童生徒の移動に係るバスの借上や、小中一貫教育の研究者を招聘し取組に対する指導・助言を受けるためなどの講師謝礼、福岡県飯塚市で令和2年度に開催される小中一貫教育全国サミットへ教員を派遣するための旅費などを予定しているところです。

なお、施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第19号 小中一貫教育全国サミット in 北広島実行委員会交付金交付要綱の制定につきまして、何か質問等ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第19号、小中一貫教育全国サミット in 北広島実行委員会交付金交付要綱の制定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第19号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第20号 北広島市体育協会補助金交付要綱等の一部を  
改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第20号、北広島市体育協会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 議案第20号、北広島市体育協会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱についてであります。別紙のとおり、北広島市体育協会補助金交付要綱及び北広島市スポーツ少年団本部補助金交付要綱の一部を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改正は、当市の補助金交付規則の運用基準等が令和元年9月に改正されたことに伴い、所管する補助金等交付要綱について見直し、補助対象経費等を明確化するものであります。

なお、この要綱は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第20号、北広島市体育協会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、225ページに詳しい変更点が……。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第20号、北広島市体育協会補助金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第20号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○津谷教育部理事 事務局から、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回の教育委員会会議についてあります。4月16日(木)15時00分から市役所3階会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案につきましては、各附属機関の委員の委嘱について等を予定しております。

以上であります。

○吉田教育長 次回、第5回教育委員会会議は、4月16日(木)、時間は15時00分から市役所3階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第4回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時30分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_